



## 注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を、必ず自署で正確に書いてください。
- 2 「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。
- 3 「転出先住所」欄には、国名を必ず記載してください。国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」としますので、□にレをつけてください。
- 4 「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 5 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。
- 6 「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていないが、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。
- 7 申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

## 【特記事項】